## コロナ禍における援助活動に関する留意事項

ファミリー・サポート・センターみやざきでは、コロナ禍における援助活動におきまして、皆様方の健康と安全を第一に考えています。援助会員及び依頼会員の双方のご理解のもと、安心安全に配慮し、無理のない援助活動をお願いいたします。

## 1 援助会員の方は

- 口援助活動の際は、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等、感染 防止に心がけてください。
- □援助活動前には必ず検温をお願いします。発熱や咳などの風邪症状がある場合や体調が悪い場合は、無理をせず援助活動を控えてください。
- 口ご本人及び同居しているご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保健所 の指示による外出自粛要請期間は、援助活動ができません。
- 口ご本人及び同居しているご家族が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合や濃厚接触者ではないがPCR検査を受けた場合も、保健所による任意の外出自粛要請期間は援助活動ができません。
- □県外からの来訪者との接触、県外との往来がある場合は、援助活動を控えてください。
- 口援助活動後2週間以内に、ご本人及び同居しているご家族が新型コロナウイルスに感染していたことが判明した場合は、速やかに事務局までお申し出ください。
- 口援助活動について、不安があれば遠慮なく事務局へご相談ください。

## 2 依頼会員の方は

- 口援助活動を依頼する際は、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒 等、感染防止に心がけてください。
- 口お子さんの状態について、援助活動前に(原則自宅で)検温を行うなど、できる限り 健康状態を確認してください。なお、発熱や咳などの風邪症状がある場合や体調が悪い場合、援助活動の依頼は控えてください。
- 口お子さん及び同居しているご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保健 所の指示による外出自粛要請を受けている期間は、援助活動の依頼ができません。
- 口お子さん及び同居しているご家族が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった 場合や濃厚接触者ではないがPCR検査を受けた場合も、保健所による任意の外出自粛 要請期間は援助活動の依頼ができません。
- □県外からの来訪者との接触、県外との往来がある場合は、援助活動の依頼を控えてくだ さい。
- 口お子さんの通う学校、保育園、塾等で新型コロナウイルス感染症が発生し、休校、学級 閉鎖等になった場合は、速やかに援助会員へ状況を連絡してください。その際、援助活 動を行うかどうか双方で協議してください。
- 口援助活動後2週間以内に、お子さん及び同居しているご家族が新型コロナウイルスに感染していたことが判明した場合は、速やかに事務局までお申し出ください。